

(様式4)

令和4年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等文化施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人藤崎町文化協会
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(2年目)
施設所管課	藤崎町教育委員会生涯学習課

1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	平成8年1月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片づけ含む) ○ホール:7,000円 ○楽屋1:200円 ○楽屋2:200円 ○会議室:610円 ○実習創作室:820円 ○多目的ホール ふじの間:1,020円 ○多目的ホール 王林の間:610円 ○多目的ホール つがるの間:610円 ○研修室:400円 ○和室 桜の間:200円 ○和室 桐の間:400円 ○和室 楓の間:400円 (注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途かかる。 ②入場料割増使用料(各室使用料×割増) ○入場料等の額:500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額:500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額:1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額:2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額:3,000円を超える場合 → 10割 (注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日
開館時間	午前9時から午後10時まで

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

設置年月	平成11年3月	根拠条例等	ふれあいずーむ館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	<p>「ふれあいずーむ館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。</p> <p>「藤崎町図書館大夢」 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。</p>		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）※1時間単位（準備・片づけ含む）</p> <p>○ふれあいひろば 水仙の間：1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間：1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間：1,040円 ○展示ホール：1,050円 ○集会室：620円 ○視聴覚室：620円 ○研修室 紫陽花の間：200円 ○研修室 向日葵の間：200円 ○調理室：290円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日 (4) 館内整理日（毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等）		
開館時間	ふれあいずーむ館：午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢：午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成8年11月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか 条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む） ○展示室 午前9:00～12:00：4,800円 午後12:00～16:30：6,400円 全日9:00～16:30：11,200円 16時30分以降1時間につき：1,500円 ○廊下（展示ギャラリー） 午前9:00～12:00：1,200円 午後12:00～16:30：1,600円 全日9:00～16:30：2,800円 16時30分以降1時間につき：400円 ②入場料割増使用料(各室使用料×割増) ○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割 (注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日		
開館時間	午前9時から午後4時30分まで		

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の收受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	1,053	887	1,117	2,736	927	756	2,421	2,186	1,872	2,554	2,225	2,050	20,784
令和3年度(B)	1,038	760	567	1,942	938	0	2,278	1,680	2,877	276	108	805	13,269
(A)/(B)	101.4%	116.7%	197.0%	140.9%	98.8%	皆増	106.3%	130.1%	65.1%	925.4%	2060.2%	254.7%	156.6%
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	228	159	566	303	39	366	164	861	644	212	31	186	3,759
令和3年度(B)	124	56	354	518	268	38	431	432	950	70		31	3,272
(A)/(B)	183.9%	283.9%	159.9%	58.5%	14.6%	963.2%	38.1%	199.3%	67.8%	302.9%	皆増	600.0%	114.9%
増減要因等													

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	538	681	361	1,516	112	233	174	255	288	312	328	475	5,273
令和3年度(B)	1,396	1,350	1,222	1,602	1,406	1,064	4,680	1,260	1,377	889	303	883	17,432
(A)/(B)	38.5%	50.4%	29.5%	94.6%	8.0%	21.9%	3.7%	20.2%	20.9%	35.1%	108.3%	53.8%	30.2%
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	32	20	1	2	0	0	0	1	2	21	8	27	114
令和3年度(B)	31	12	11	19	21	0	15	14	7	-5	0	4	129
(A)/(B)	103.2%	166.7%	9.1%	10.5%	皆減	0.0%	皆減	7.1%	28.6%	-420.0%	皆増	675.0%	88.4%
増減要因等													

(常盤ふるさと資料館あすか)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	23	361	37	356	764	656	491	1,033	320	70	54	122	4,287
令和3年度(B)	290	253	404	404	554	0	432	1,214	294	8	0	18	3,871
(A)/(B)	7.9%	142.7%	9.2%	88.1%	137.9%	皆増	113.7%	85.1%	108.8%	875.0%	皆増	677.8%	110.7%
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	0	50	0	0	0	120	227	14	5	0	0	0	416
令和3年度(B)	60	0	0	0	60	0	127	31	5	0	0	0	283
(A)/(B)	皆減	皆増	0.0%	0.0%	皆減	皆増	178.7%	45.2%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	147.0%
増減要因等													

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)	1 指定管理料のみ		
	○ 2 指定管理料+補助金+利用料金収入		
	3 利用料金収入のみ		
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	52,137	維持管理費	237
補助金	38,926		
利用料金	4,302	事業費	100,824
その他	6,706	その他	
合計 (①)	102,071	合計 (②)	101,061
		収支差額(①-②)	1,010

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	適正に行われている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	適正である。魅力ある事業内容を今後も継続して取り組んでほしい。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	適正に行われている。
7. 個人情報の保護	A	A	漏えいがなく適正に保護されている。
全体評価	B	B	

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている
 C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

B (良) : 適正である
 D (否) : 改善や更なる取組が必要